

加茂市立加茂中学校 いじめ防止の基本方針

1 はじめに

この加茂市立加茂中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、文部科学省、新潟県、及び「加茂市いじめ防止基本方針」を受け、当校におけるいじめの防止等に向けた対策を効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性がある」ことを認識し、すべての教職員が高い人権意識をもち、いじめの未然防止を図る。学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底する。また、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを培っていく。そのために本基本方針を基に、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱に、家庭・地域とも連携し計画的・継続的に組織として取り組む。

(2) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」第2条より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ類似行為の定義 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条より

「いじめ類似行為」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※SNSで悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときに嫌な思いをする可能性が高い場合、その書き込みは「いじめ類似行為」＝「いじめ」となる。（本人が気付かなくても「いじめ」）

(3) いじめ防止等の対策のための組織及び取組

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という）を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーを基本として校内いじめ対策委員会を構成する。その他、必要に応じて校長が委員を決定する。

② 役割

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

- ・いじめを察知したときには、緊急会議を開いて情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

(4) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発

学校説明会（PTA総会）等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。SNSの危険に関わる講演会を年1回以上行う。

② 学校の取組の発信

生徒に関する各種アンケート結果や学校の取組を学校だより、HPで発信する。

③ 地域の活動によるいじめ未然防止

中学校区の小中合同でいじめ見逃しゼロ集会を計画・実施し、保護者・地域住民にも参加を呼びかける。「学校サポート委員会」において情報収集を行う。

(5) 関係機関との連携

市教育委員会、民生児童委員、警察、地区保護司、児童相談所等と連携を図る。中学校区幼保小中の連携を強化する。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのため、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・道徳教育の充実
- ・人権教育、同和教育の充実
- ・社会性の育成：自己有用感・人間関係づくりの能力・規範意識
- ・居場所づくり：分かる授業・規律ある集団
- ・絆づくり：学級や生徒会における仲間と関わる活動・地域貢献活動
- ・生徒会が主体となったいじめ見逃しゼロスクール運動
- ・望ましい人間関係について考える全校道徳
- ・ネットいじめ防止に関する生徒及び保護者への啓発活動

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

- ・アンケートによる把握

（Q-Uアンケート5月・11月、生活・いじめに関するアンケート毎月実施）

- ・全校対象教育相談の実施（5月・11月・1月）
- ・生活記録ノートの記入と点検（毎日）
- ・各種相談窓口の紹介
- ・週1回の生徒指導部会での情報共有と管理職への報告

（3）いじめの即時対応の取組

- ・市教育委員会への報告（教頭）
- ・いじめを受けた生徒の保護（生徒指導主事、学級担任、関係職員）
- ・いじめを行った生徒への指導（生徒指導主事、学級担任、関係職員）
- ・いじめを受けた生徒の保護者への対応（生徒指導主事、学級担任、関係職員）
- ・いじめを行った生徒の保護者への対応（生徒指導主事、学級担任、関係職員）
- ・その他の生徒に対する対応（学級担任、学年部職員、関係職員）

（4）いじめに対する措置

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（5）いじめの解消

① いじめが「解消している状態」

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

ア) いじめに係る行為の解消

いじめとされた行為が、少なくとも3か月を目安とする期間止んでいる状態が継続していること。

※いじめの被害の甚大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合には、教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、面談などにより、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

② 支援・観察の継続

ア) いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を明確にし、対処する。

イ) 「解消している状態」とは、一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- （1）携帯電話、スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については校内への持ち込みおよび校内での使用は禁止とする。
- （2）講師を招いてのインターネット講習などを開催し、インターネットの危険性やトラ

ブルに関する学習会を行い、情報モラル教育を図る。

- (3) インターネットの利用状況や使い方調査を含めたアンケートを行い、生徒の実態把握に適した指導をする。
- (4) ネットトラブル発生時は、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現状が改善されるよう努める。また、被害生徒と保護者への支援、加害生徒と保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移についても継続的に注視し、再発防止に努める。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、担当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。

(2) 重大事態を起こさないための対策

重大事態に至る前、すなわち、トラブルや心配な状況を確認した段階から、教育委員会に報告する。学校と教育委員会が共に状況改善に向け、同時に関係生徒はもちろんのこと、関係保護者と協力し合って最善を尽くす。

(3) 重大事態発生時の対応

市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等については指導・助言を受ける。

○ 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら適切な処置をとる

○ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する

※ 生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(附則) 平成26年6月1日制定

(附則) 平成31年2月1日一部改正

(附則) 令和4年4月1日一部改正